

第23号書式（第29条）

阪航工契 333 号

競争入札経過調書（総合評価落札方式(除算方式)）

件 名 大分空港進入灯設置その他工事

開 札 年 月 日 令和元年8月21日 （落札決定日令和元年8月23日 ）  
令和元年8月22日

入札執行官署 大阪航空局

落 札 金 額 ￥ 363,000,000 -

落 札 者 日本電設工業株式会社

予 定 価 格 ￥ 363,770,000 -

積 算 額 ￥ 363,770,000 - 入札書比較価格（予定価格の100/110） ￥ 330,700,000 -

調 査 基 準 価 格 ￥ 334,664,000 - 調 査 基 準 価 格 の 100/110 ￥ 304,240,000 -

基 準 評 価 値 30.238

第 1 8 回見積 成立

入札参加者	評 価 点 (満点150点)	第 1 回入札			第 2 回入札			摘 要
		入札金額	評 価 値	評 価 値 ≥ 基準評価値	入札金額	評 価 値	評 価 値 ≥ 基準評価値	
日本電設工業株式会社	-	360,000,000	-	-	349,000,000	-	-	

※ 入札金額は入札者が見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額である。  
※ 予定価格（入札書比較価格）の範囲内の入札金額であり、評価値の最も高い者を落札者とする（なお、その範囲に満たない入札金額の場合は、各点数を表示しない。）。  
※ 評価値は、評価点を各回入札の入札金額（億単位換算）で除して算出する（小数点以下第3位まで表示）。  
※ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（1円未満の端数は切り捨て。）をもって落札金額とする。  
※ 本工事は、入札説明書16.（4）に基づく施工体制確認のためのヒアリングを実施し、令和元年8月23日に落札者を決定した。

競争入札経過調書（総合評価落札方式(除算方式)）「見積徴取の経過」

件名 大分空港進入灯設置その他工事

入札参加者のうち随意契約における 見積徴取への参加意志のあった者	評価点 (満点150点)	第1回見積徴取			第2回見積徴取			第3回見積徴取			第4回見積徴取			第5回見積徴取			摘要
		見積金額	評価値	評価値 ≧ 基準評価値	見積金額	評価値	評価値 ≧ 基準評価値	見積金額	評価値	評価値 ≧ 基準評価値	見積金額	評価値	評価値 ≧ 基準評価値	見積金額	評価値	評価値 ≧ 基準評価値	
日本電設工業株式会社	—	348,000,000	—	—	347,000,000	—	—	346,000,000	—	—	345,000,000	—	—	344,000,000	—	—	
入札参加者のうち随意契約における 見積徴取への参加意志のあった者	評価点 (満点150点)	第6回見積徴取			第7回見積徴取			第8回見積徴取			第9回見積徴取			第10回見積徴取			摘要
		見積金額	評価値	評価値 ≧ 基準評価値	見積金額	評価値	評価値 ≧ 基準評価値	見積金額	評価値	評価値 ≧ 基準評価値	見積金額	評価値	評価値 ≧ 基準評価値	見積金額	評価値	評価値 ≧ 基準評価値	
日本電設工業株式会社	—	343,000,000	—	—	342,000,000	—	—	340,000,000	—	—	339,000,000	—	—	338,000,000	—	—	
入札参加者のうち随意契約における 見積徴取への参加意志のあった者	評価点 (満点150点)	第11回見積徴取			第12回見積徴取			第13回見積徴取			第14回見積徴取			第15回見積徴取			摘要
		見積金額	評価値	評価値 ≧ 基準評価値	見積金額	評価値	評価値 ≧ 基準評価値	見積金額	評価値	評価値 ≧ 基準評価値	見積金額	評価値	評価値 ≧ 基準評価値	見積金額	評価値	評価値 ≧ 基準評価値	
日本電設工業株式会社	—	337,000,000	—	—	336,000,000	—	—	335,000,000	—	—	334,000,000	—	—	333,000,000	—	—	
入札参加者のうち随意契約における 見積徴取への参加意志のあった者	評価点 (満点150点)	第16回見積徴取			第17回見積徴取			第18回見積徴取			第19回見積徴取			第20回見積徴取			摘要
		見積金額	評価値	評価値 ≧ 基準評価値	見積金額	評価値	評価値 ≧ 基準評価値	見積金額	評価値	評価値 ≧ 基準評価値	見積金額	評価値	評価値 ≧ 基準評価値	見積金額	評価値	評価値 ≧ 基準評価値	
日本電設工業株式会社	138.0	332,000,000	—	—	331,000,000	—	—	330,000,000	41.818	○							成立

※ 第二回入札で不調となったため、予決令第9条の2に規定する随意契約手続きに移行することし、入札に参加した者（辞退した者等を除く。）のうち、上記の参加意志のあった者により見積徴取することとした。

※ 見積金額は見積提出者が見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額である。

※ 予定価格の範囲内の見積金額であり、評価値の最も高い者により成立するものとする（なお、その範囲に満たない見積金額の場合は、各点数を表示しない。）。

※ 評価値は、評価点を各回見積徴取の見積金額（億単位換算）で除して算出する（小数点以下第3位まで表示）。